

議案第70号

三田市霊苑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市霊苑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年8月18日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市霊苑条例の一部を改正する条例

三田市霊苑条例（平成9年三田市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 個別墓所（第5条―第16条）
- 第3章 合葬式墓所（第17条―第27条）
- 第4章 雑則（第28条・第29条）

#### 付則

##### 第1章 総則

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「墓所」を「個別墓所」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 合葬式墓所 一の墳墓に多数の焼骨を合同して埋蔵する墓所をいう。

第4条中「墓所」を「個別墓所及び合葬式墓所」に改め、同条の次に次の章名を加える。

##### 第2章 個別墓所

第5条の見出しを「(個別墓所の使用許可)」に改め、同条第1項中「墓所を」を「個別墓所を」に、「墓所の使用許可」を「個別墓所の使用許可（以下この章において「使用許可」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「墓所を使用できる者」を「使用許可の申請をすることができる者」に改め、同条第4項中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第6条の見出しを「(個別墓所の使用制限)」に改め、同条中「墓所」を「個別墓所」に、「使用の許可」を「使用許可」に改め、「以下」の次に「この章において」を加える。

第7条の見出しを「(個別墓所の使用権の承継)」に改め、同条第1項中「墓所」を「個別墓所」に、「使用権」を「個別墓所の使用権（以下この章において「使用権」という。）」に改め、同条第3項中「第1項の規定により、」を「第1項の規定により」に改め、「第5条の」を削る。

第 8 条の見出しを「(個別墓所の使用料)」に改め、同条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第 2 項中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第 9 条中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第 10 条の見出しを「(個別墓所の管理料)」に改め、同条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に、「墓所」を「個別墓所」改め、同条第 2 項中「墓所の」を削る。

第 12 条（見出しを含む。）中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第 13 条第 1 項各号列記以外の部分中「墓所の」を削り、同項第 5 号中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第 14 条第 1 項各号列記以外の部分中「墓所の」を削る。

第 15 条の見出しを「(個別墓所の無縁墳墓等の改葬)」に改め、同条第 1 項中「ときは、」の次に「個別墓所の」を加える。

第 16 条の見出し及び同条第 1 項中「墓所」を「個別墓所」に改める。

第 18 条第 1 項第 2 号中「第 1 項」の次に「及び第 18 条第 1 項」を加え、同項第 3 号中「第 5 号まで」の次に「及び第 25 条第 1 項第 3 号」を加え、同条第 2 項中「使用料又は管理料」を「第 20 条、第 27 条、別表第 1 及び別表第 2 に規定する料金」に改め、同条を第 29 条とする。

第 17 条を第 28 条とし、同条の前に次の 1 章及び章名を加える。

### 第 3 章 合葬式墓所

(合葬式墓所の施設)

第 17 条 合葬式墓所に一時安置室、合葬室及び記名板を置く。

(合葬式墓所使用許可)

第 18 条 合葬式墓所を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市の事業により市内の墓地から霊苑に移転した場合には、合葬式墓所使用許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けたものとみなす。

2 使用許可の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

(1) 合葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を現に所持しており、当該焼骨に係る祭祀を主宰すべき者

(2) 自己又は親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下この章において同じ。）の生前において、これらの者の焼骨を

埋蔵するために合葬式墓所を使用する権利（以下「合葬式墓所使用権」という。）を取得しようとする者。ただし、自己の焼骨を埋蔵しようとする場合にあっては自己の焼骨に係る祭祀を主宰することとなる者がいるとき、親族の焼骨を埋蔵しようとする場合にあっては自らが祭祀を主宰することとなるときに限る。

- 3 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、許可を受けるために必要な資格等の要件を設けることができる。
- 4 市長は、第1項の使用許可に際し、合葬式墓所の設備及び維持について管理運営上必要な制限若しくは条件を付することができる。

（合葬式墓所の使用）

第19条 合葬式墓所は、前条に規定する使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

- 2 合葬式墓所への焼骨の埋蔵は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 一時安置室を経ずに合葬室に埋蔵する方法
- (2) 一時安置室を経て合葬室に埋蔵する方法

- 3 前項第2号に掲げる方法により焼骨を埋蔵する場合において、一時安置する期間は、当該焼骨を一時安置室へ安置した日から10年間又は20年間とし、当該安置期間経過後は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。

（一時安置する期間の延長）

第20条 前条第3項に定める一時安置する期間は、当該安置期間内において、1回に限り10年間延長することができる。

- 2 前項の規定による延長をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、一時安置延長料として5万円を納付しなければならない。

（合葬式墓所使用権の承継）

第21条 合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、使用者が死亡その他の事由により合葬式墓所を使用できなくなったときは、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者は、市長の承認を得て合葬式墓所使用権（以下この章において「使用権」という。）を継承することができる。

- 2 前項の規定により承継の承認を受けようとする者は、その事由の発生後速やか

に市長に申請しなければならない。

- 3 第1項の規定により承継の承認を受けた者は、使用許可を受けた者とみなす。  
(合葬式墓所使用料)

第22条 使用者は、別表第2に規定する合葬式墓所使用料（以下この章において「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第23条 既納の使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所の使用を許可した日から2年以内に次条の規定による届出をした場合は、規則で定めるところにより使用料を還付する。

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第24条 使用者は、合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第25条 市長は、合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

- 2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(焼骨の返還)

第26条 合葬式墓所へ埋蔵された焼骨は、一時安置する期間において焼骨を改葬又は分骨する場合を除き、返還しない。

(記名板の使用等)

第27条 使用者は、規則で定めるところにより記名板に氏名その他の事項を刻字

することができる。

- 2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、記名板使用料として5万円を納付しなければならない。
- 4 既納の記名板使用料は、還付しない。ただし、記名板使用料を既納した者が第23条ただし書による使用料還付の対象となる場合は、規則で定めるところにより記名板使用料を還付する。

#### 第4章 雑則

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

#### 別表第2（第22条関係）

区分	合葬式墓所使用料	
	第18条第2項第1号により使用許可を受ける者	第18条第2項第2号により使用許可を受ける者（生前申請の場合）
第19条第2項第1号に掲げる埋蔵方法（一時安置なし）	50,000円	
第19条第2項第2号に掲げる埋蔵方法のうち、一時安置期間が10年のもの	100,000円	120,000円
第19条第2項第2号に掲げる埋蔵方法のうち、一時安置期間が20年のもの	150,000円	170,000円

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の三田市霊苑条例の規定による合葬式墓所の使用者募集その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。